

大隅肝属広域事務組合公告 第6号

余剰電力売却に係る一般競争入札実施について

大隅肝属広域事務組合（以下「組合」という。）肝属地区清掃センターで発生する余剰電力の内、非バイオマス分の売払いを、下記のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

平成30年12月11日

大隅肝属広域事務組合
管理者 中西 茂

記

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|---|
| (1) 件名 | 「平成31年度 肝属地区清掃センターで発生する余剰電力（非バイオマス分）の売却」 |
| (2) 内容 | 「肝属地区清掃センターで発生する余剰電力（非バイオマス分）の売却に関する仕様書」のとおり |
| (3) 履行場所 | 鹿屋市串良町下小原3893番地8 肝属地区清掃センター |
| (4) 履行期間 | 平成31年4月1日0時から 平成32年3月31日24時まで |
| (5) 契約の種類 | 単価契約 |
| (6) 概要 | 肝属地区清掃センター（再生可能エネルギー発電設備認定工場）で発電する電力のうち自家消費分を除いた余剰電力の内、非バイオマス分の売払いについて上記（4）の期間における単価契約の締結 |

2 入札参加資格の要件

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後3年が経過していること。
- (3) この公告の日から落札決定の日までの間において、本組合及び組合を構成する市町（鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）から指名停止に関する規程に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条の規定により許可を受けた一般送配電事業者又は同法第27条の13の規定に基づき特定規模電気事業としての届出を行っているものであること。
- (5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿屋警察署長に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員または、その支店等若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- (6) 納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) この契約を的確に履行できる経営の規模及び状況にあると認められること。

3 入札参加資格審査の申請の方法及び時期等

(1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類（ア、イ、ウ、エについては、3ヶ月以内に発行されたもの）（以下「入札参加資格申請書等」という。）を添付して、直接又は郵便により提出するものとする。

ただし、平成30年10月9日付け大隅肝属広域事務組合公告第4号「電気購入に係る一般競争入札実施について」件名「平成31年度火葬場きもつき苑で使用する電力の購入」への入札参加資格申請書等を提出された事業所について、書類の内容に変更がない場合、本件の入札参加資格申請書及び誓約書のみ提出でよいものとする。

- ア 登記簿謄本（法人の場合に限る。写しでも可）
- イ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。写しでも可）
- ウ 納税証明書
- (ア) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明（写しでも可）
- (イ) 市区町村税（主たる営業所の所在地の市区町村税）について未納の税額がないことの証明書（写しでも可）
- エ 印鑑証明書（写しでも可）
- オ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告の写し）

カ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条の規定により許可を受けた一般送配電事業者又は同法第27条の13の規定に基づき特定規模電気事業としての届出を行っているものであることを証する書面の写し

キ 資本関係又は人的関係に関する申請書（様式1）

ク 誓約書（様式2）

(2) 受付期間 平成30年12月11日（火）から平成31年1月11日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 受付場所

大隅肝属広域事務組合事務局

肝属地区清掃センター

〒893-1604

鹿屋市串良町下小原3893番地8

電話番号 0994-63-0168

FAX番号 0994-63-7714

(4) 入札参加資格審査申請に係る結果通知

平成31年1月16日（水）に入札参加資格確認通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期限

入札参加資格を取得した日から平成31年3月31日までとする。

4 質疑応答

本入札に対する質問は文書により、次の受付場所に持参するか、郵送又はファックスにより行うものとする。

(1) 受付場所

前記3の(3)に同じ

(2) 受付及び回答期間

ア 入札参加資格に関すること

質問受付 平成30年12月25日（火）まで

質問回答 平成31年1月7日（月）

イ 仕様書等に関すること

質問受付 平成31年1月18日（金）まで

質問回答 平成31年1月23日（水）

回答については、いずれも質問者に電子メールで行うとともに、組合のホームページにおいて閲覧する。

5 入札の日程及び場所

(1) 日 時 平成30年1月30日（水）14時から

(2) 場 所 鹿屋市串良町下小原3893番地8 肝属地区清掃センター2階 大会議室

※入札を辞退する場合は、入札日の午前中まで（必着）に入札辞退届を直接又は郵便にて提出すること。

6 現場説明

無し

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、大隅肝属広域事務組合契約規則第2条により準用する鹿屋市契約規則第6条第3号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上（ただし、大隅肝属広域事務組合契約規則第2条により準用する鹿屋市契約規則第35条各号の規定に該当する場合は免除）

8 予定価格

公表しない。

9 最低制限価格

設定しない。

10 郵送又は電信による入札

郵送又は電信による入札は、認めない。

11 開札

即時開札とする。

12 入札書の記載方法

(1) 入札金額は、予定売電電力量（非バイオマス分）に対応する積算内訳書12ヶ月分の総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もって記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 積算内訳書の提出

(1) 入札に際して参考総価比較額の積算基礎となった積算内訳書の提出を求める。

(2) 積算内訳書の電力料金は、1月ごとの区分・時間帯別の予定売電電力量に対し、電力料金単価を乗じて算出するものとする。

なお、この場合の単価は、区分・時間帯別それぞれについて設定するものとする。

14 入札方法

(1) 入札に参加する者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。

(2) 入札に参加する者又は代理人（以下「入札者」という。）は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び入札件名（「肝属地区清掃センターで発生する余剰電力の売却」）を記載した封筒に入れ、入札執行者に提出しなければならない。

※代理人による入札を行う場合、入札書に記載する氏名には、委任状に記載してある代理人の氏名と住所を記載し、代理人の押印をすること。積算内訳書についても同様とする。

- (3) 入札に際しては、前記(2)の封筒に前記13の積算内訳書を同封して提出しなければならない。なお、当該積算内訳書にも入札者の記名押印をしなければならない。
- (4) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることができない。
- (5) 入札者が、相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

15 入札の無効に関する事項

次の(1)から(11)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
- (6) 同一事項について2通以上の入札書(他の代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (8) 再度入札において前回の入札の最高金額以下の金額による入札
- (9) 系列関係にある複数の者のした入札
- (10) 入札記載金額と13に規定する積算内訳書に記載された参考総価比較額とが異なる入札
- (11) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

16 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上で、尚かつ、最高の価格で申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ちあわない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 契約書には、入札書に添付された積算内訳書に記載されている電力料金の単価を別表に記載するものとする。

ただし、請求額については落札者の提出した参考総価比較額に対応する積算内訳書に記載された単価(契約書の別表に記載する消費税等を含まない単価)に当該月の売電電力量を乗じて算出された額に、当該月の消費税率を乗じて得た消費税及び地方消費税額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。)とし、契約書に定める期間内に落札者が支払うものとする。

なお、消費税率等が改定された場合は、その税率により算定するものとする。

17 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、令第167条の8第4項の規定により直

ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は3回までとし、3回目の入札においても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最高の価格を入札した者と協議を行い、随意契約による締結とする。

18 契約書の案の提出

落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約書の案を提出しなければならない。ただし、管理者がやむ得ない理由があると認めるときは、期日を延長することができる。

19 異議の申立て

入札した者は、入札後、公告文、仕様書、契約書(案)等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

20 その他

入札参加者は、本公告、仕様書、契約書(案)等を熟読のうえ、入札をしなければならない。